

# 単体開示簡素化のための財務諸表等規則等の改正

公認会計士 おとこざわ えりこ 男澤 江利子

## 1. 概要

平成26年3月26日、金融庁は、企業会計審議会総会・企画調整部会合同会議が公表した「国際会計基準(IFRS)への対応のあり方に関する当面の方針」(平成25年6月20日公表)を踏まえ、単体開示の簡素化を図るため、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令」等を公布した。

本改正は平成26年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等から適用される。

主な改正の内容は以下のとおりである。

- (1) 本表(貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書)について、会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式を規定する
- (2) 注記、附属明細表、主な資産及び負債の内容について、
  - a 連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について財務諸表における開示を免除する
  - b 会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目について会社法の開示水準に合わせる
  - c 上記a、b以外の項目については、有用性等を斟酌した上で従来どおりの開示が必要か否かについて検討し、財務諸表における開示を免除する、もしくは、非財務情報として開示する等の改正を行う

なお、本稿末尾に改正内容を一覧にまとめているので、以下の解説とあわせて参照されたい。

## 2. 改正の対象

改正される規則等は以下のとおりである。

- 財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則(以下、「財務諸表等規則」という)
- 連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 中間連結財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則
- 四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法

に関する規則

- 企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)
- 財務諸表等の監査証明に関する内閣府令
- 「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について
- 「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について

## 3. 特例財務諸表提出会社

連結財務諸表を作成している会社のうち、会社法第2条第11号に規定する会計監査人設置会社(財務諸表等規則第2条に規定する別記事業を営む株式会社又は指定法人を除く。)を、「特例財務諸表提出会社」と定義している。また、財務諸表等規則に第7章「特例財務諸表提出会社の財務諸表」が新設され、特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表の様式は、同章の定めによることができるとされている(財務諸表等規則1条の2)。

なお、特例財務諸表提出会社が、財務諸表等規則第7章の規定により財務諸表を作成した場合には、特例財務諸表提出会社に該当する旨、及び特例により財務諸表を作成している旨を記載する必要がある(財務諸表等規則128条)。当該記載は、有価証券報告書の第5 経理の状況の冒頭記載(連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について)として行うものと考えられる(第二号様式記載上の注意(59) i)。

## 4. 本表に関する改正

特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表について、会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式が規定されている(財務諸表等規則127条1項1号、2号、3号)。

本表の内容	様式
貸借対照表	第五号の二
損益計算書	第六号の二
株主資本等変動計算書	第七号の二

## 5. 注記に関する改正

### (1) 連結財務諸表を作成している場合の単体財務諸表における注記の免除

連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について、財務諸表における開示を免除するとし、以下の注記について免除規定が設けられている。

注記の内容	財務諸表等規則
リース取引に関する注記	8条の6
事業分離における分離元企業の注記	8条の23
資産除去債務に関する注記	8条の28
資産から直接控除した引当金の注記	20条、34条
資産から直接控除した減価償却累計額の注記	26条
減損損失累計額の注記	26条の2
事業用土地の再評価に関する注記	42条
たな卸資産及び工事損失引当金の注記	54条の4第4項
企業結合に係る特定勘定の注記	56条
一株当たり純資産額の注記	68条の4
工事損失引当金繰入額の注記	76条の2
たな卸資産の帳簿価額の切下げに関する記載	80条
研究開発費の注記	86条
減損損失に関する注記	95条の3の2
企業結合に係る特定勘定の取崩益の注記	95条の3の3
一株当たり当期純損益金額に関する注記	95条の5の2
潜在株式調整後一株当たり当期純利益金額に関する注記	95条の5の3
自己株式に関する注記	107条

### (2) 特例財務諸表提出会社における会社計算規則の準用

会社法の計算書類と開示水準が大きく異なる項目について、会社法の開示水準に合わせるとし、特例財務諸表提出会社の注記の一部につき、会社計算規則に定める事項の注記をもって代えることができるとされている（財務諸表等規則127条2項）。

注記の内容	財務諸表等規則	会社計算規則
重要な会計方針の注記	8条の2	101条
表示方法の変更に關する注記	8条の3の4	102条の3第1項
会計上の見積りの変更に関する注記	8条の3の5	102条の4
親会社株式の表示及び注記	18条、32条の2	103条9号
関係会社に対する資産・負債の注記	39条、55条	103条6号
担保資産の注記	43条	103条1号
偶発債務の注記	58条	103条5号
関係会社に係る売上高・営業費用・営業外収益・営業外費用の注記	74条、88条、91条、94条	104条

### (3) 注記の削除

有用性等を斟酌した上で従来どおりの開示が必要か否かについて検討し、財務諸表における開示を免除する、または非財務情報として開示する等の改正が行われている。

注記の内容	財務諸表等規則
固定資産の再評価に関する注記	42条
配当制限に関する注記	68条の2

上記を定める財務諸表等規則の規定が削除されている。一方で、配当制限については、非財務情報である「提出会社の状況」の「配当政策」として開示する規定が設けられた（開示府令第2号様式記載上の注意（54）d、第三号様式記載上の注意（34）c）。

## 6. 附属明細表に関する改正

### (1) 特例財務諸表提出会社が選択できる様式

特例財務諸表提出会社が作成する財務諸表について、会社法の要求水準に合わせるため、新たな様式が規定されている（財務諸表等規則127条1項4号、5号）。

附属明細表の内容	様式
有形固定資産等明細表	第十一号の二
引当金明細表	第十四号の二

### (2) 作成の免除

有価証券明細表については、金融商品取引法第24条第1項第1号又は第2号に掲げる有価証券の発行者に限り（別記事業を営む株式会社等を除く）、作成を要しないこととされている（財務諸表等規則121条3項）。

## 7. その他の免除規定

### (1) 製造原価明細書

連結財務諸表においてセグメント情報を注記している場合は、製造原価明細書の作成が免除されている（財務諸表等規則75条2項、開示府令第二号様式記載上の注意（69）b）。

### (2) 主な資産及び負債の内容

連結財務諸表を作成している場合は、主な資産及び負債の内容の記載を省略できることとされている（開示府令第二号様式記載上の注意（73））。

### (3) 被合併会社の個別財務諸表

合併により消滅した会社の最終事業年度に係る財務諸表の記載が不要とされている（開示府令第二号様式記載上の注意（67）e、第三号様式記載上の注意（47）e、第三号の二様式記載上の注意（27）dの削除）。

## 8. 区分掲記の重要性基準

貸借対照表、及び販売費及び一般管理費の区分掲記の重要性について、連結財務諸表規則と同様の基準とされている。

項目	財務諸表等規則
貸借対照表	資産の総額または負債及び純資産の合計額の100分の5超（現行は100分の1超）
流動資産	19条
有形固定資産	24条
無形固定資産	29条
投資その他の資産	33条
関係会社に対する資産の注記	39条
流動負債	49条、50条
固定負債	53条
関係会社に対する負債の注記	55条
損益計算書	販売費及び一般管理費の合計額の100分の10超（現行は100分の5超）
販売費及び一般管理費	85条

なお、公開草案からの変更点として関係会社に対する資産の注記及び関係会社に対する負債の注記についても、貸借対照表の区分掲記の重要性について、連結財務諸表規則と同様の基準とされている。

## 9. 表示方法の変更

本改正を適用する場合には、表示方法の変更に関する注記を記載することが必要である。なお適用初年度においては、前事業年度における金額の記載は要しないものとされている（区分掲記の重要性基準等の改正に伴い表示方法を変更する場合には、通常の変表示方法の変更として記載する）（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令（平成26年3月26日内閣府令第19号）附則第2条第2項）。

## 10. 適用時期

平成26年3月31日以後に終了する事業年度に係る財務諸表等から適用される。

単体簡素化の概要

項目（注1）		改正 なし	特例財務諸表提出会社 の新様式・計規の準用 規定（注2）	連結財務諸表作成会社 の単体財務諸表におけ る注記の免除規定（注3）	全社に係る免除規定 （注4）	備考
財務諸表	貸借対照表		財規第五号の二			
	損益計算書		財規第六号の二			
	株主資本等変動計算書		財規第七号の二			
注記事項	継続企業の前提に関する事項	○				
	重要な会計方針		計規101条			
	会計方針の変更等					
	会計方針の変更	○				
	会計上の見積りの 変更に関する注記		計規102条の4			
	会計方針の変更を 会計上の見積りの 変更と区別すること が困難な場合	○				
	表示方法の変更		計規102条の3第1項			
	追加情報	○				
	貸借対照表関係					
	親会社株式の表示		計規103条9号			
	流動資産に係る引 当金の表示			財規20条3項		
	減価償却累計額の 注記			財規26条2項		
	減損損失累計額の 注記			財規26条の2 5項		
	関係会社に対する 資産・負債の注記		計規103条6号			
	固定資産の再評価 に関する注記				財規42条を削除	
	事業用土地の再評 価に関する注記			財規42条3項		
	担保資産の注記		計規103条1号			
	たな卸資産及び工事 損失引当金の注記			財規54条の4 4項		
	企業結合に係る特 定勘定の注記			財規56条2項		連結財務諸表に同 一の内容が記載さ れている旨を記載 する必要がある
	偶発債務の注記		計規103条5号			
	配当制限に関する 注記				財規68条の2を削除	代わりに非財務情 報で開示
損益計算書関係						
関係会社に対する 売上高・営業費用・ 営業外収益・営業 外費用の注記		計規104条				
工事損失引当金繰 入額の注記			財規76条の2 2項			
たな卸資産の帳簿 価額の切下げに関 する記載			財規80条3項			
研究開発費の注記			財規86条2項			
減損損失に関する 注記			財規95条の3の2 2項			
企業結合に係る特 定勘定の取崩益の 注記			財規95条の3の3 2項		連結財務諸表に同 一の内容が記載さ れている旨を記載 する必要がある	

項目（注1）	改正 なし	特例財務諸表提出会社の 新様式・計規の準用 規定（注2）	連結財務諸表作成会社の 単体財務諸表における 注記の免除規定（注3）	全社に係る免除規定 （注4）	備考
注記事項	株主資本等変動計算書関係				
	自己株式に関する注記			財規107条2項	
	リース取引関係			財規8条の6 4項	
	有価証券関係	○			
	税効果会計関係	○			
	企業結合等関係				
	事業分離における分離元企業の注記			財規8条の23	連結財務諸表に同一の内容が記載されている旨を記載する必要がある
	資産除去債務関係			財規8条の28 2項	
	持分法損益等	○			
	1株当たり情報				
	1株当たり純資産額の注記			財規68条の4 3項	
	1株当たり当期純損益金額に関する注記			財規95条の5の2 3項	
	潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額に関する注記			財規95条の5の3 4項	
重要な後発事象	○				
附属明細表	有価証券明細表			財規121条3項	上場会社（特定事業を営む会社を除く）に限る
	有形固定資産等明細表		財規第十一号の二		
	引当金明細表		財規第十四号の二		
その他	製造原価明細書			財規75条2項ただし書き	セグメント情報を注記している場合のみ省略可
	主な資産及び負債の内容			開示府令第二号様式記載上の注意（73）	
	被合併会社の個別財務諸表			開示府令第二号様式記載上の注意（67）e、第三号様式記載上の注意（47）e、第三号の二様式記載上の注意（27）dの削除	他の企業結合のケース（株式交換等）は従前どおり

（注1） 大項目、中項目は、公益財団法人 財務会計基準機構の『有価証券報告書の作成要領』（平成26年3月期提出用）と合わせており、小項目については改正があった項目のみを記載している。

（注2） 会社法の要求水準に合わせた新たな様式によることができる旨規定された。また計算書類と開示水準が大きく異ならない項目については、計規の注記に代えることができる旨が規定された。

（注3） 連結財務諸表において十分な情報が開示されている項目について、財務諸表における開示を要しない旨の規定がおかれた。

（注4） 有用性等を斟酌した上で、条文の削除や非財務情報として開示する等の改正が行われている。

財規：財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則

計規：会社計算規則

開示府令：企業内容等の開示に関する内閣府令

以上